《参考》事故救済制度の概要

1. 制度の骨格

「給付金制度」(事前登録不要。賠償責任の有無に関わらず支給)と「賠償責任保険制度」(事前登録必要)の2階建て方式。 ※事故発生後、①給付金を先行して支給、その後に、②賠償責任が認められれば、保険金を支給する(その際には、先行して支給した給付金額分は控除)。

- ⇒ 賠償責任の有無にかかわらず広く救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 事前登録の必要なく救済することが可能【給付金制度】
- ⇒ 賠償責任保険を事前登録(認知症と診断された人が対象)とし、認知症検診の早期受診を促進【賠償責任保険制度】

2. 対象者・給付金等

2 対象者・給付金等							
	加			加鲁	害者		
			神戸市民		市外		
			責任無し	責任有り			
			①給付金制度:給付金を先行してす	交給	責任無し 責任有り		
			②賠償責任保険制度:賠償責任が認	ぬられれば、			
			保険金を支給する(給付金分は控	智除)			
			【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】	
	神戸市民	対人	・死亡 最高 3000 万円	限度額2億円	・死亡 最高 3000 万円	・死亡 最高 3000 万円	
			・後遺障害 75 万円~3000 万円	(他の制度との減額調整あり)	・後遺障害 75 万円~3000 万円	・後遺障害 75 万円~3000 万円	
			・休業損害 最高 5 万円		· 休業損害 最高 5 万円	· 休業損害 最高 5 万円	
			・入、通院		・入、通院	・入、通院	
			入通院日数 入院 通院		入通院日数 入院 通院	入通院日数 入院 通院	
			31 日以上 10 万円 5 万円		31 日以上 10 万円 5 万円	31 日以上 10 万円 5 万円	
			15~30 日 5 万円 3 万円		15~30 日 5 万円 3 万円	15~30 日 5 万円 3 万円	
			8~14 日 3 万円 2 万円		8~14 日 3 万円 2 万円	8~14 日 3 万円 2 万円	
九吐			7 日以内 2 万円 1 万円		7 日以内 2 万円 1 万円	7 日以内 2 万円 1 万円	
被害者			(自賠責、労災のみ減額調整あり)		(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(自賠責、労災のみ減額調整あり)	
者 		対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】	【給付金制度】	【給付金制度】	
			・財物損壊 最高 10 万円	限度額2億円	・財物損壊 最高 10 万円	・財物損壊 最高 10 万円	
			・休業損害 最高 5 万円	(他の制度との減額調整あり)	・休業損害 最高5万円	・休業損害 最高5万円	
			(自賠責、労災のみ減額調整あり)		(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(自賠責、労災のみ減額調整あり)	
	市外	対人	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】			
			・被害者見舞 最高 10 万円	限度額2億円			
			(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(他の制度との減額調整あり)			
		対物	【給付金制度】	【賠償責任保険制度】			
			・被害者見舞 最高 10 万円	限度額2億円			
			(自賠責、労災のみ減額調整あり)	(他の制度との減額調整あり)			
			・ 1 被災世帯 30 万円	【賠償責任保険制度】			
	類焼被害		・ 1 事故最大 1,000 万円	限度額2億円(*1)	_	_	
			※加害者、被害者ともに神戸市民	(他の制度との減額調整あり)			
			に限る。				
			【傷害死亡・後遺障害保険(事前登録必要)】				
			交通事故、交通乗用具の火災による事故によって死亡又は後遺障害を				
本	人の傷	害死亡	負った場合に支給(*2)		_	_	
			・死亡 100 万円				
			・後遺障害 42 万円~100 万円				

^(*1)火災による物損(重過失除く)は対象外

3. 要件等

D. 安什寺							
		給付金制度	賠償責任保険制度				
1	責任能力の有無	責任能力の有無を問わず	責任能力有り				
2	事前の登録	不要	必要(保険加入)				
3	事故発生地	日本国内のみ	限定なし				
4	法人	対象外	対象(他の救済制度等との減額調整を行う)				
5	個人(事業損失)	対象	対象(他の救済制度等との減額調整を行う)				
6	同居親族	対象	対象外				
7	減額調整	自賠責・労災保険対象の場合は対象外	他の救済制度等との減額調整を行う				
8	示談対応	無し	示談交渉サービスセット				
9	認知症の人にやさ	給付金は推進委員会の判定に基づき支給	賠償責任保険等は損害保険会社の判断で支給				
	しいまちづくり推						
	進委員会での判定						

^(*2)給付金と重複して支給する場合有り